

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年3月1日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	宮城県
3. 市区町村名	南三陸町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/index.cfm/8,14190,48,326.html

執行機関名 南三陸町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	南三陸町子ども医療費の助成に関する条例(平成17年南三陸町条例第102号)による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南三陸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1第1の項 南三陸町子ども医療費の助成に関する条例(平成17年南三陸町条例第102号)による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法第1条	南三陸町子ども医療費の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 すべての国民は、 <u>児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</u>	第1条 この条例は、 <u>子どもの医療費の一部を助成することにより、子どもの適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図ることを目的とする。</u>